

芽室町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準条例、芽室町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準条例の制定について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

01 制度創設の背景

令和5年12月22日の「こども未来戦略」加速化プランの閣議決定を受け、令和6年6月の児童福祉法等改正により、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満児を対象とする「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設された。令和8年度から全国自治体での実施が予定されている。

02 制度概要

(1) 趣旨

保護者の就労状況や利用理由を問わず、未就園の乳幼児が保育所等で一定時間過ごせる機会を確保し、こどもの育ちの応援と保護者の負担軽減・孤立予防につなげる制度である。

(2) 対象児童

0歳6か月から満3歳までの未就園児（保育所等に通っていない児童）

	出生	0歳 6か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり		保育所、認定こども等（2・3号認定）						小学校
就労要件なし		こども誰でも通園制度			幼稚園（1号認定）			

(3) 実施場所

町内では認可保育所・認定こども園の2施設にて実施予定  
※利用居住市町村によらず、広域利用が可能

(4) 利用時間

児童1人あたり月10時間まで（国基準同様）

(5) 保護者負担金

1時間あたり300円（協議中）を保護者が実施場所に支払う  
※生活保護世帯は減免予定

03 実施事業者が満たす2つの基準（条例）

(1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（認可）

児童福祉法第34条の15第3項に基づき、保育室等の面積基準・職員配置基準・安全計画の策定など（ハード面）、実施施設において安全な環境整備であることの「最低基準」を条例で定めるもの。

(2) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（確認）

子ども・子育て支援法第54条の3に基づき、認可を受けた事業者が、事業実施において利用定員・運営規程・保育記録など（ソフト面）、公費の支給対象として守るべき運営上の責務を条例で定めるもの。この条例の基準を満たすことで、事業者は町に給付費の請求が可能となる。

※上記2つの条例に係る申請手続き等詳細は別途定める。

04 既存の類似事業（一時預かり事業）との比較

項目	こども誰でも通園制度	一時預かり事業（一般型）
目的	保護者の理由に関係なく通園の機会を確保して子どもの育ちと家庭の孤立・負担軽減につなげるもの。	保護者の急用・就労形態等による一時的な預かり（保育二ーズ）に対応するもの。
対象	0歳6か月から3歳未満児 ※町民に限定不可	町内の1歳児から5歳児（未就学児）
利用時間	月10時間まで ※国基準同様	9時から17時
料金	1時間300円（協議中）	1時間500円 ※1日上限3,000円